公共交通事業者に向けた

接遇ガイドライン

令和6年3月

国土交通省

<u></u> 上次

序.	. 本ガイドラインの目的と構成	1
-	1. ガイドラインの目的等	1
2	2 . ガイドラインの基本構成	2
Ι.	. 接遇の基本	4
-	1 . 基本的な心構え	4
2	2. 接遇の前提となる考え方等	4
3	3 . 「障害の社会モデル」の理解	5
Π.	. 接遇対象者の特性と基本的な接遇の方法	8
-	1. 高齢者	11
2	2. 肢体不自由者、車椅子使用者 ·······	13
3	3.視覚障害者 ······	25
2	4.聴覚障害者・言語障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	5 . 発達障害者、知的障害者、精神障害者	39
6	6 . 内部障害者 ······	41
-	7.その他の公共交通機関を利用する際に困難がある人	43
ш.	. 交通モード別の対応について	50
-	1. 鉄軌道	52
	2 . バス	
3	3. タクシー	97
	4.旅客船······	
į	5 . 航空	136
IV.	. 緊急時・災害時の対応について	181
V	教育内容をブラッシュアップできる PDCA を備えた休制の堪築につ	U.T 182